

## 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療制度では、二年ごとに保険料率が改定されることになっていきます。平成二十八年度は改定年度に当たりです。

今後二年間に見込まれる医療費を推計した結果、高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が増加することが見込まれることから、平成二十八・二十九年度の保険料率が別表のとおり改定されることになりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成二十八年度の年間保険料額は、平成二十七年の所得を算定基礎に、改定後の保険料率を使用して、七月に確定します。

### ▼保険料の納め方

四月・六月・八月の特別徴収（年金からの天引き）は、仮徴収として平成二十八年二月の天引き額と同額をお支払いいただきます。十月・十二月・二月の特別徴収で、確定した保険料額が

■後期高齢者医療保険料率の改定内容

平成26・27年度の保険料率など		平成28・29年度の保険料率など	
所得割率	9.00%	所得割率	9.54%
均等割額	年額45,761円	均等割額	年額46,984円
保険料限度額	年額570,000円	保険料限度額	年額570,000円(据え置き)

ら仮徴収額を差し引いた残額をお支払いいただきます。

普通徴収の方は、七月以降に口座振替や納付書でお支払いいただきます。特別徴収・普通徴収の別にかかわらず、七月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します▼問合せ 保険課 国民健康保険・医療係 ☎28・0917

## 今年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、物価などの伸びに合わせて毎年調整されます。平成二十八年度の保険料は月額一万六千二百六十円です。

納付方法は、納付書支払い、口座振替、クレジットカード支払いから選択できます。

▼納付書支払い 銀行、農協、信用金庫などの他にコンビニエンスストアで納付できます。

▼口座振替 金融機関などで手続を行ってください。なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額五十円の割引になります。

▼クレジットカード支払い 年金手帳、クレジットカード、印鑑を所持の上、年金事務所の手続を行ってください。保険料は一年分か半年分を一括して納付すると割引があります。また、口座振替では二年分を一括して納付する

二年前納の制度もあります。

口座振替・クレジットカードの申込みをされた方は、引き落とし開始時期にご注意ください。詳しくは、金融機関・クレジットカード会社にお問い合わせください。▼問合せ 名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855、住民課住民・年金係 ☎28・0966

## 高齢者向け臨時給付金

所得の少ない高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

▼対象者 平成二十七年臨時福祉給付金の対象者のうち、平成二十八年度中に六十五歳以上となる方（昭和二十七年四月一日以前に生まれた方）

※平成二十七年臨時福祉給付金対象者とは、平成二十七年一月一日に豊山町に住民登録がされており、平成二十七年分の町民税（均等割）が課税されていない方です。ただし、町民税（均等割）が課税されている方の被扶養者となっている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

▼支給額 支給対象者一人につき三万円（一回限りの支給）

▼申請手続 給付金の対象者には、五月六日（金）に町から制度の案内と申請書を送付する予定です▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

## 浄化槽の設置費を補助

浄化槽を新たに設置される方に予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助する制度を設けています▼補助対象 次の全てを満たす場合 ①下水道の事業計画区域外であること ②工事着手前に申請すること ③十人槽以下の浄化槽であること ④自己の居住用であること ⑤浄化槽法の構造基準や国庫補助指針に適合する浄化槽であること

▼補助金額 ▽五人槽 七万五千円▽六、七人槽 九万円▽八、十人槽 十一万円▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## 太陽光発電の設置費を補助

太陽光発電システムは、発電の過程で地球温暖化の原因となる二酸化炭素などを発生しない環境にやさしい発電システムです。この太陽光発電システムを新たに設置される方に、予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助する制度を設けています▼補助対象 町内の住宅に太陽光発電システムを設置される方か、町内の太陽光発電システム付き住宅を購入される方 ※工事着手前に申請する必要があります▼補助金額 一キロワット当たり二万円、八万円を限度とします▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916